

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公開番号】特開2008-16676(P2008-16676A)

【公開日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2006-187071(P2006-187071)

【国際特許分類】

H 01 L 21/66 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/66 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月6日(2009.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プローブカードを検査対象板の種類に応じて自動的に交換するプローブカード自動交換機構であって、

検査装置側に設けられて前記プローブカードを固定支持するカード固定部と、このカード固定部に固定された前記プローブカードを受け取って外部に搬送すると共に、新たなプローブカードを外部から前記カード固定部に搬送するカード搬送部と、前記カード固定部に固定されたプローブカードを取り外して前記カード搬送部に移すと共に、このカード搬送部で前記カード固定部の直下まで移動された新たなプローブカードを前記カード固定部に取り付けるカード交換部とを備え、

前記カード交換部が、前記カードホルダを支持するクランプと、当該クランプを上下動させる回転リングと、当該回転リングを回転駆動する回転駆動部と、前記カードホルダを回転させるホルダ回転機構とを備え、

前記ホルダ回転機構が、前記カード搬送部側に設けられたことを特徴とするプローブカード自動交換機構。

【請求項2】

請求項1に記載のプローブカード自動交換機構において、

前記カード搬送部が、検査装置の開閉扉から前記カード固定部の直下まで移動するガイドと、当該ガイドに取り付けられ全体を支持してスライドさせる基板と、検査対象板が載置される載置プレートと、当該載置プレートを支持する枠板と、前記載置プレートを昇降させる昇降機構と、当該昇降機構側に支持された状態で前記載置プレートを支持する支え板と、前記プローブカードを支持するカードホルダと、当該カードホルダを回転させるホルダ回転機構と、載置プレートを水平状態から垂直状態まで回動させる載置プレート回動機構とを備えて構成されたことを特徴とするプローブカード自動交換機構。

【請求項3】

請求項1又は2に記載のプローブカード自動交換機構において、

前記ホルダ回転機構が、前記プローブカードを支持した状態で前記載置プレートに対して回転可能に支持された回転プレートと、当該回転プレートを回転させるエアシリンダとを備えて構成されたことを特徴とするプローブカード自動交換機構。

【請求項4】

検査対象板の種類に応じたプローブカードで当該検査対象板を検査する検査装置であつて、

前記請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載のプローブカード自動交換機構を備えたことを特徴とする検査装置。